

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年9月27日

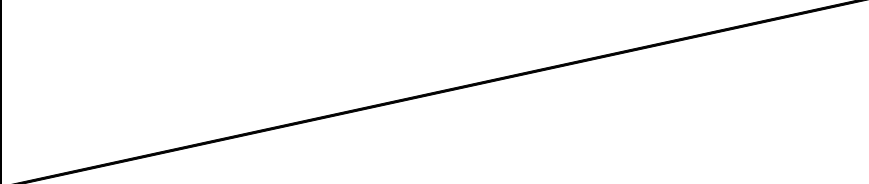
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	貝塚市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	94-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/toshiseisaku/seisaku/topics/mynumber.html

執行機関名 貝塚市長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年貝塚市条例第25号)附則第6条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による廃止前の貝塚市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年貝塚市条例第28号)による老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	68	
③ 番号法別表第2の項	94	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年貝塚市条例第25号)附則第8条 福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年貝塚市条例第25号)附則第6条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による廃止前の貝塚市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年貝塚市条例第28号)による老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第1条	福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年貝塚市条例第25号)附則第6条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による廃止前の貝塚市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年貝塚市条例第28号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等</u>について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の<u>保健医療の向上及び福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、<u>老人</u>に対し医療費の一部を助成することにより、<u>老人の健康の保持及び福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年貝塚市条例第25号) 廃止前の貝塚市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年貝塚市条例第28号) 廃止前の貝塚市老人医療費の助成に関する条例施行規則(昭和46年貝塚市規則第21号)</p>